

令和7年7月11日

大田市立第二中学校保護者様

大田市教育委員会  
教育長 武田祐子  
(教育部学校教育課)

### 大田市内の海岸等での遊泳について（お知らせ）

平素から大田市の教育行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。夏季休業期間を迎えるにあたり、大田市内の海岸等での遊泳に関する市の取り扱いについて、下記のとおりとなりますのでお知らせします。

全国的にも10歳代、20歳代を中心に、若年層や子どもの海岸等での遊泳中の事故が複数発生しておりますので、ご理解をお願いします。

#### 記

##### ○経過

先般、浜田海上保安部から、ここ最近の海岸での遊泳中の事故の発生状況と併せて、海水浴場以外での遊泳が危険であるとの連絡があったことから、「大田市内の海岸等での遊泳に関する大田市の取り扱い」について、以下のとおりお知らせするものです。

##### ○遊泳に関する市の取り扱い

- 1) 大田市内の海岸は全域海水浴場となっておらず、監視員配置等の安全対策が取られていないこと、また、離岸流が発生する区域もあり、遊泳行為は大変危険であるため、市内の海岸では遊泳しないこと。
- 2) また、川やため池等においても遊泳はしないこと。
- 3) 市外の海水浴場や遊泳可能な場所であっても、急に深くなる場所があつたり、離岸流が発生したりすることもあるので、遊泳するときは十分に注意すること。
- 4) ただし、以下の場合は、自己責任において判断してください。
  - ①子ども会や地域の各種団体、グループなどで、安全確保のための十分な監視体制および緊急時に対応できる体制を確保したうえで遊泳を行う場合。またそれらの行事・活動への参加。
  - ②民間事業者などが海岸や河川等の管理者から許可を受け、十分な安全対策を図ったうえで行うイベントやマリンスポーツなどへの参加。

##### (海水浴場の条件)

「水質が良好であること」、「ブイなどで遊泳区域が明示されている、監視員が常駐しているなどの安全対策が図られていること」、「トイレなどの設備が整っていること」などの条件を満たしている海岸です。

インターネット上の情報や情報誌などでは、これらの条件を満たしていない海岸も海水浴場として紹介しているものがありますが、現在、市内に海水浴場はありません。

(担当) 大田市教育委員会学校教育課  
TEL : 0854-83-8160  
FAX : 0854-82-5395